

新潟県保険医会 FAXニュース 第78号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-176

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬 7月以降の変更点について

点数	点数の概要	変更点
・SARS-CoV-2 核酸検出 (検査委託) ・SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出(検査委託)	「新型コロナウイルス」の PCR 検査(検査委託) 「新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルス」の PCR 検査(検査委託)の検体検査実施料	6月30日まで850点 →7月1日より 700点に引下げ予定
二類感染症患者 入院診療加算(外来診療) 250点	県HPで公表されている診療・検査医療機関が、診療・検査対応時間内に、コロナ疑い患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合に算定。	7月31日で 終了予定
自宅・宿泊療養中の 重症化リスクの高い者への 電話等診療 147点	※1の医師が、自宅・宿泊療養中の重症化リスクの高い者※2に新型コロナウイルス感染症に係る電話等診療を実施した場合、主として診療を行う保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定。	7月31日で 終了予定

※1…次のいずれかに該当する保険医療機関の医師。①保健所等から健康観察に係る委託を受けている。②診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されている。

※2…次のいずれかに該当する者。①65歳以上の者 ②40歳以上65歳未満の者のうち、重症化リスク因子(ワクチン未接種(ワクチン接種が1回のみのもを含む)、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、慢性腎臓病、悪性腫瘍、肥満(BMI30以上)、喫煙、固形臓器移植後の免疫不全)を複数持つ者 ③妊娠している方

(2) 令和4年度診療報酬改定「疑義解釈」について

直近に出された疑義解釈より、一部を抜粋してお知らせいたします。

【電子的保健医療情報活用加算】6月7日 厚労省事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その12)」より

(問) 初診料の注14等に規定する電子的保健医療情報活用加算の施設基準に係る取扱いについては、「当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと」とされているが、保険医療機関においてオンライン資格確認の導入が完了した場合、その他の算定要件を満たせば、導入日から当該加算を算定可能か。

(答) 可能。なお、オンライン資格確認の導入完了については厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000760048.pdf> を参照されたい。

【こころの連携指導料(I)】6月22日 厚労省事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その14)」より

(問) こころの連携指導料(I)の施設基準において求める医師の「自殺対策等に関する適切な研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。

(答) 現時点では、「疑義解釈その1」(3月31日)問162で示すもの※3に加え、厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターが主催する「自殺未遂者ケア研修(かかりつけ医版)」が該当する。

- ※3 ・ 厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターが主催する自殺未遂者ケア研修(精神科救急版)又は自殺未遂者ケア研修(一般救急版)
- ・ 日本臨床救急医学会等が実施するPEEC コース
 - ・ 自殺未遂者等支援拠点医療機関整備事業で各事業者が主催する研修

【下肢創傷処置】6月22日 厚労省事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その14)」より

(問) 下肢創傷処置について、足趾の浅い潰瘍についてはどのように算定すればよいか。

(答) 「1 足部(踵を除く。)の浅い潰瘍 135点」を算定する。

(問) 下肢創傷処置については、留意事項通知において、「下肢創傷処置の対象となる部位は、足部、足趾又は踵」であるとされているが、ここでいう「足部」とは具体的にどの部位を指すか。

(答) 足関節以遠の部位(足趾又は踵を除く。)及びアキレス腱を指す。